

# 医 療 薬 務 課



# 事業概要

## 第1節 保健医療計画

高齢社会の進展に伴う医療需要の増大と多様化に対応し地域で体系的な保健医療体制を整備するため、昭和60年12月の医療法の一部改正により都道府県に医療計画の策定が義務付けられた。本県では医療法に基づく医療計画として平成元年4月に「青森県保健医療計画」を策定し、以後、数次の見直しを行いながら医療体制の整備を図ってきた。

しかし、急速な少子高齢社会の到来や生活習慣病の増加、深刻な医師不足など、我が国の保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、安全で質の高い医療の確保が強く求められるようになったことから、国では平成18年6月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」を公布し、医療法等関係法令の改正を行った。

改正医療法では、医療圏や基準病床数の設定という従来の量的な体制整備に加え、「医療機能の分化・連携」と「患者の視点に立った分かりやすい計画であること」を重視した医療計画へと大きく転換されている。特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4つの生活習慣病と、救急医療、災害医療、周産期医療、へき地医療、小児医療（小児救急を含む）の5分野（以下「4疾病5事業」という。）については、それぞれ具体的な医療連携体制を構築し、医療機能の分化と連携を推進することが必要とされた。また、改正医療法では疾病分野毎の柔軟な医療連携の構築が可能となり、二次医療圏毎の計画策定が必須ではなくなった。

こうしたことから、平成20年7月に「青森県保健医療計画」を見直すとともに、平成3年12月以降策定していた二次医療圏毎の計画を廃止し、県計画の中で地域における疾病分野毎の医療体制の確保を図ることとした。

現行計画は平成24年度までの5カ年計画で、行政機関・保健医療関係機関・県民等が保健医療に関する取組を進める際の基本指針として、改正医療法に基づく4疾病5事業の具体的な医療連携体制を示し、その推進を図ることとしたほか、包括ケアの推進や医師確保対策について詳細に記載し保健医療体制の確保・充実を図っている。

なお、基準病床数について、5年毎に定めるという医療法の規定に従い、平成17年3月の設定から5年を経過する平成21年度において見直しを行い、当該計画を変更し、平成22年4月から施行されている。

## 第2節 医療機関等の設置状況等

### 1. 病院及び診療所の状況

平成22年10月1日現在における県内の医療施設数は、下記のとおりである。

第1表 病院、診療所（年次別）

（各年10月1日現在）

区 分		病 院	一般診療所	歯科診療所	合 計
年					
	14	110	974	571	1,655
	15	109	972	568	1,649
	16	108	976	578	1,662
	17	109	972	575	1,656
	18	109	976	580	1,665
	19	106	969	579	1,654
	20	105	938	570	1,613
	21	104	936	570	1,610
	22	104	—	—	—
	全国（21）	8,739	99,635	68,097	176,471
人 口 10万対	全 国（21）	6.9	78.1	53.4	138.4
	青森県（21）	7.5	67.9	41.3	116.7

注：平成22年の一般診療所・歯科診療所については集計中である。

資料 「医療施設調査」（厚生労働省）

### 2. 病床状況

平成13年3月「医療法等の一部を改正する法律」が施行され、「その他の病床」（療養型病床を含む。）を一般病床と療養病床に区分することとし、平成15年8月31日までの経過措置として、区分を未届けの病床については経過的旧その他の病床として区分することとなった。

第2表 病院、診療所の病床数

(各年10月1日現在)

区分 年	病院の病床数								一般診療所の 病床数	
	総数	病床種別内訳						一般診療所の 病床数		
		療養病床	一般病床	経過的旧その他の病床		精神病床	結核病床			感染症病床
				旧療養型 (再掲)						
	床	床	床	床	床	床	床	床	床	
14	20,061	1,516	5,374	8,134	979	4,646	377	14	5,628	
15	19,686	2,815	11,997	-	-	4,648	206	20	5,327	
16	19,632	2,982	11,738	-	-	4,694	198	20	5,190	
17	19,453	3,022	11,529	-	-	4,749	133	20	4,704	
18	19,292	3,054	11,404	-	-	4,702	112	20	4,559	
19	18,998	2,951	11,283	-	-	4,632	112	20	4,375	
20	18,879	2,841	11,287	-	-	4,619	112	20	3,981	
21	18,654	2,829	11,108	-	-	4,585	112	20	3,843	
全国(21)	1,601,476	336,273	906,401	-	-	348,121	8,924	1,757	141,817	
人口 10 万 対	全 国 (21)	1,256.0	263.7	710.8	-	-	273.0	7.0	1.4	111.2
	青森県 (21)	1,352.7	205.1	805.5	-	-	332.5	8.1	1.5	278.8

資料「医療施設調査」(厚生労働省)

第3-1表 病院の病床利用率

(単位：%)

区分 年	総数	内 訳			
		その他の病床等	精神病床	結核病床	感染症病床
平成 13	82.1	81.5	89.9	22.0	0.1
14	81.6	80.6	89.6	21.9	0.2
15	82.3	80.8	89.9	25.8	0.2

注：「その他の病床等」とは、療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床の合計を示す。

第3-2表 病院の病床利用率

(単位：%)

区分 年	総数	内 訳				
		療養病床	一般病床	精神病床	結核病床	感染症病床
平成 16	81.6	91.7	77.7	88.0	23.3	0.1
17	82.0	92.0	78.1	87.1	28.6	-
18	80.9	89.8	76.5	87.2	32.3	0.1
19	79.4	89.3	75.0	85.7	22.9	0.0
20	79.5	90.1	74.8	86.1	25.3	0.0
21	79.5	91.4	74.0	87.3	21.4	0.0
全 国(21)	81.6	91.2	75.4	89.9	37.1	2.8

資料「病院報告」(厚生労働省)

### 第3節 医師等の従事状況

本県における医師をはじめとする医療従事者は、平成20年末現在で医師が2,563人、歯科医師が789人となっている。

しかし、全国平均との比較では、医師、歯科医師とも低い充足状況にある。

#### 1. 医師、歯科医師の推移

医師数は、昭和59年には1,938人であったが、平成20年には2,563人へと、625人、32.2%増加している。

歯科医師数は、昭和59年には501人であったが、平成20年には789人へと、288人、57.5%増加している。(第4表参照)

第4表 医師・歯科医師(実数・人口10万対)、年次別 (各年12月末現在)

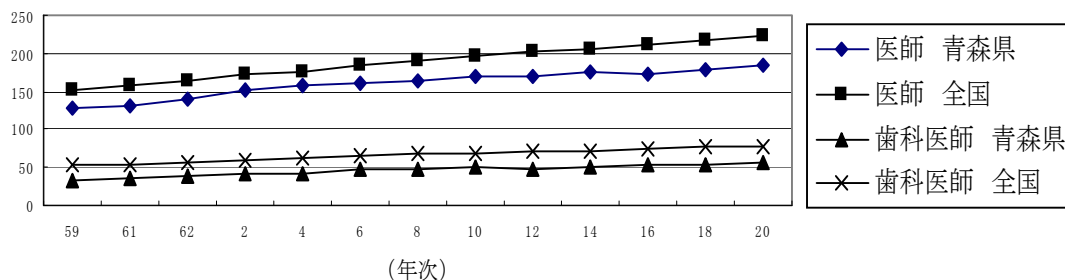
年次	医 師				歯 科 医 師			
	青 森 県		全 国		青 森 県		全 国	
	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対	実 数	人 口 10万対
昭和59	1,938	126.7	181,101	150.6	501	32.7	63,145	52.2
61	2,000	131.6	191,346	157.3	548	36.1	66,797	54.9
63	2,120	140.5	201,658	164.2	569	37.7	70,572	57.5
平成2	2,296	153.0	211,797	171.3	614	41.4	74,028	59.9
4	2,331	158.4	219,704	176.5	634	43.1	77,416	62.2
6	2,377	161.6	230,519	184.4	681	46.3	81,055	64.8
8	2,432	164.1	240,908	191.4	708	47.8	85,518	67.9
10	2,487	168.3	248,611	196.6	730	49.4	88,061	69.6
12	2,516	170.5	255,792	201.5	717	48.6	90,857	71.6
14	2,564	174.5	262,687	206.1	758	51.6	92,874	72.9
16	2,522	173.7	270,371	211.7	757	52.1	95,197	74.6
18	2,561	180.0	277,927	217.5	777	54.6	97,198	76.1
20	2,563	184.1	286,699	224.5	789	56.7	99,426	77.9

注：従業地別による確定数

これを人口10万対で全国平均と比較すると、医師については、昭和62年以降は較差が縮小傾向にあったものの、平成6年からは再び較差が拡大した。

歯科医師については、昭和59年時には、19.5ポイント差であったが、それ以降較差が拡大し、平成20年には21.2ポイントの較差が生じた。(図1参照)

図1 医師・歯科医師の推移



## 2. 医師、歯科医師の地域分布

医師の地域分布については、津軽地域が人口10万対で287.5で最も多く、青森地域の188.8がこれに次いでいる。西北五地域100.5、上十三地域120.7、下北地域140.7は、県平均184.1を大きく下回っている。

歯科医師については、津軽地域の66.7が最も多く、青森地域の61.3がこれに次いでいる。(第5表参照)

第5表 医師・歯科医師数 (実数、人口10万対)

		平成16年		平成18年		平成20年	
		実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
医 師	総 数	2,522	173.7	2,561	180.0	2,563	184.1
	津 軽 地 域	901	264.9	883	280.5	888	287.5
	八 戸 地 域	557	158.1	570	164.8	563	165.6
	青 森 地 域	576	177.9	634	187.9	625	188.8
	西 北 五 地 域	160	102.8	162	105.8	149	100.5
	上 十 三 地 域	224	115.6	213	112.3	225	120.7
	下 北 地 域	104	122.4	99	120.0	113	140.7
歯 科 医 師	総 数	757	52.1	777	54.6	789	56.7
	津 軽 地 域	203	59.7	195	61.9	206	66.7
	八 戸 地 域	170	48.2	191	55.2	185	54.4
	青 森 地 域	199	61.5	202	59.9	203	61.3
	西 北 五 地 域	69	44.3	66	43.1	65	43.8
	上 十 三 地 域	83	42.8	92	48.5	94	50.4
	下 北 地 域	33	38.8	31	37.6	36	44.8

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

## 第4節 医療施設等指導監督

### 1. 病院医療監視

医療法に基づく病院医療監視の状況は次のとおりである。

第6表 医療監視の状況

区 分	対 象 病 院 数	実 施 件 数	監 視 率 (%)
平成14年度	110	108	98.2
平成15年度	110	108	98.2
平成16年度	108	108	100.0
平成17年度	109	107	98.2
平成18年度	109	109	100.0
平成19年度	106	106	100.0
平成20年度	105	105	100.0
平成21年度	104	104	100.0
平成22年度	104	108	103.8

## 2. 病院開設許可等

医療法に基づく病院の開設許可等の状況は次のとおりである。

第7表 病院開設許可等

区	分	開 設 許 可	使 用 許 可
平成	14	4	71
	15	0	78
	16	7	40
	17	6	45
	18	4	63
	19	7	64
	20	0	43
	21	1	42
	22	1	55

## 3. 公益法人

公益法人の設立状況は次のとおりである。

第8表 公益法人

(平成22年度末)

区	分	社 団	財 団	計
病院事業を行う公益法人		4	9	13
病院事業以外の事業を行う公益法人		23	3	26

## 4. 医療法人

医療法人の設立状況は次のとおりである。

第9表 医療法人

(平成22年度末)

圏 域 名	医 療 法 人 数		
	社 団	財 団	計
青 森 地 域	54	2	56
津 軽 地 域	85		85
八 戸 地 域	109	2	111
西 北 五 地 域	22		22
上 十 三 地 域	51		51
下 北 地 域	11		11
計	332	4	336

## 第5節 救急医療対策

救急医療を確保するため、昭和56年12月から青森県地域保健医療対策協議会の中に救急医療対策専門部会を設け、今後の救急医療体制の在り方等について検討している。

### 1. 救急医療体制の現況

#### (1) 救急認定医療関係

「救急病院等を定める省令」に基づき救急病院及び救急診療所を認定しているが、平成23年4月1日現在、53施設(病院50、診療所3)となっている。

第10表 救急認定医療機関 (平成23年4月1日現在)

開設者 区分	独立行政 法人等	県立	市町村・一 部事務組合	日赤	私立	計
病院	4	1	25	1	19	50
診療所					3	3

#### (2) 休日夜間急患センター

休日又は夜間における初期救急患者の診療を確保するために、休日夜間急患センターが次のとおり設置されている。

第11表 休日夜間急患センター (平成23年4月1日現在)

名称	開設者	開設年月日	診療科	診療時間
青森市 急病センター	青森市	S 53. 9. 11	内科 外科 小児科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時
弘前市急患診療所	弘前市	S 51. 12. 24 (S 61. 12. 7 移転)	内科 小児科	休日 10時～16時 毎夜間 19時00分～ 22時30分
八戸市休日 夜間急病診療所	八戸市	S 60. 11. 1	内科 小児科 外科	休日 12時～18時 毎夜間 19時～23時

## (3) 在宅当番医制

休日夜間急患センターと同じく休日又は夜間における初期の救急患者の診療を確保するため、地区医師会の協力を得て在宅当番医制が次のとおり実施されている。

第12表 在宅当番医制

(平成23年4月1日現在)

実施場所	実施主体	実施年月	診療科	診療時間
青森市	青森市医師会	S 53. 1	内科 婦人科 外科 整形外科 眼科	休日 9時～13時 毎夜間 18時～23時
弘前市	弘前市医師会	S 51. 12	眼科  耳鼻咽喉科	日曜日 10時～16時 年末・年始
八戸市	八戸市医師会	S 35. 7	内科 外科 整形外科 小児科	休日 9時～18時 19時～23時 毎夜間 19時～23時
黒石市	南黒医師会	S 53. 4	内科、外科、小児科、 婦人科、眼科、耳鼻 咽喉科、整形外科	休日 9時～16時30分
五所川原市	北五医師会	S 52. 10 (H16. 4～9除く)	内科、整形外科、小 児科、婦人科	休日 9時～17時
十和田市	上十三医師会	S 52. 10	内科系、外科系	休日 9時～17時
三沢市		S 55. 1	内科、外科、婦人科、 小児科	
むつ市	むつ下北医師会	S 55. 12	内科、外科、小児科、 婦人科、眼科、脳神 経外科、整形外科、 耳鼻科、泌尿器科	休日 19時～22時

(4) 病院群輪番制病院

初期救急医療体制である休日夜間急患センター及び在宅当番医制の後方体制として、入院又は手術を必要とする比較的重症な患者の診療を確保するため第二次救急医療体制としての病院群輪番制方式が、次のとおり実施されている。

第13表 病院群輪番制

【救急病院】計20病院

(平成23年4月1日現在)

地域名	実施年月日	参加病院	診療科	診療日及び診療時間
青森地域	S 55. 6. 1	青森県立中央病院 青森市民病院 医療法人 近藤病院 青森保健生活協同組合あおもり協立病院	内科系 外科系	毎夜間 16時45分～ 翌朝8時30分 休日 8時～翌朝8時
津軽地域	S 54. 2. 19	独立行政法人国立病院機構 弘前病院 弘前市立病院 津軽保健生活協同組合 健生病院 医療法人弘愛会 弘愛会病院 弘前小野病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
八戸地域	S 60. 11. 1	八戸市立市民病院 八戸赤十字病院(日赤) 医療法人豊仁会 八戸城北病院 財団法人シルバーリハビリテーション協会 八戸西病院 労働者健康福祉機構 青森労災病院	内科系 外科系	毎夜間 16時30分～ 翌朝8時30分 休日 8時～ 翌朝8時30分
西北五地域	H 10. 4. 1	国民健康保険 五所川原市立西北中央病院 医療法人白生会 胃腸病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
上十三地域	S 56. 9. 1	十和田市立中央病院 中部上北広域事業組合 公立七戸病院 三沢市立三沢病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～翌朝8時 休日 8時～翌朝8時
下北地域	S 57. 6. 1	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	内科系 外科系	毎夜間 17時～ 翌朝8時30分 休日 8時30分～ 翌朝8時30分

(5) 救命救急センター

第一次救急医療体制及び第二次救急医療体制の後方体制として、重篤な救急患者の救命医療を確保するため県立中央病院(昭和56年9月)及び八戸市立市民病院(平成9年9月)に救命救急センターを併設している。

また、弘前大学医学部附属病院に昭和53年10月1日に救急部を設け、救命救急センターに準じた運営を行ってきたが、平成22年7月1日から高度救命救急センターとして運用開始している。

(6) 救急医療情報システム

救急医療活動の円滑な推進と医療資源の効率的な活用を図るための救急医療情報システムが、昭和61年11月1日から青森地域、津軽地域及び八戸地域において、また、昭和62年11月1日から西北五地域、上十三地域及び下北地域についてそれぞれ整備を終え、全県で運用している。また、平成15年11月のシステム更新に伴い、現在は県内の全医療機関の基礎情報を提供している。

なお、平成21年度における救急医療情報システムの内容は、次のとおりである。

(第14表、第15表、第16表)

第14表 端末設置台数

(単位：台)

区 分	デスク型及びノート型				計	モバイル型 (携帯型)	備 考
	消 防 機 関	医 療 機 関	周産期 機 関	その他			
計	14	112	19	1	146	15	
青森地域	1	38	4	1	44	4	青森市及び東津軽郡（平内町を除く。）
津軽地域	4	23	5	0	32	3	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡及び板柳町
八戸地域	1	27	5	0	33	2	八戸市、三戸郡及びおいらせ町
西北五地域	3	9	2	0	14	2	五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡（板柳町を除く。）
上十三地域	4	12	2	0	18	2	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）及び平内町
下北地域	1	3	1	0	5	2	むつ市、下北郡

注：上表のほか、青森県医師会館に管理統計資料の作成等に使用するキーボード・プリンターが設置されている。

第15表 医療機関応需率(年平均)

(単位：%)

区 分	青森地域	津軽地域	八戸地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
休日(10時)	47	40	44	42	66	84
平日(10時)	61	53	65	59	77	84
平 均	54	47	55	51	72	84

注：1. 医療機関応需率は、それぞれの時刻において、次の算式により算出したものである。

$$\frac{\text{応需可能診療科目数}}{\text{延登録診療科目数}} \times 100$$

2. 数値は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平均値であり、平成21年度救急医療情報システム統計資料年報（青森県医師会作成）による。

#### (7) 基幹・地域災害拠点病院

災害時において24時間対応可能な緊急体制を確保するため、①2次保健医療圏を単位に、災害時における救命救急医療の提供、被災地への救護チームの派遣、応急用医療資器材の備蓄など、災害医療救護の中核的な役割を担う「地域災害拠点病院」及び②全県を単位に、研修機能をも有する「基幹災害拠点病院」を指定している。

第16表 基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院指定状況

NO	区分	2次保健医療圏名	医療機関名	病床数	ヘリポートの状況		
					敷地内外	区分	病院からの距離
1	基幹		青森県立中央病院	705	内	-	-
2	地域	青森地域	青森市民病院	538	外	臨時	2km
3	地域	津軽地域	弘前市立病院	250	外	臨時	2km
4	地域	津軽地域	黒石市国保黒石病院	290	外	臨時	300m
5	地域	八戸地域	八戸市立市民病院	584	内	-	-
6	地域	西北五地域	国保五所川原市立西北中央病院	476	外	臨時	800m
7	地域	上十三地域	十和田市立中央病院	479	外	臨時	200m
8	地域	下北地域	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	483	外	臨時	2.5km

(指定年月日 平成9年8月29日)

※ 地域災害拠点病院については、圏域内500床を目途に確保することとし、津軽地域保健医療圏では2病院を指定した。

(8) 緊急被ばく医療対策

① 原子力施設に係る緊急被ばく医療施設等整備

原子力災害発生時における緊急被ばく医療活動を行うため必要な資機材等を整備している。

② 緊急被ばく医療体制の検討等

緊急被ばく医療に係る情報共有と意見交換を行うため、「青森県緊急被ばく医療対策専門部会」を開催している。

③ 人材育成等

専門機関が実施する各種研修会等に、緊急被ばく医療関係者を派遣するとともに、青森県原子力防災訓練の一部として、緊急被ばく医療訓練を実施し、緊急被ばく医療関係者の資質向上を図っている。

(9) 小児救急電話相談事業

休日・夜間の保護者の不安を軽減するとともに、二次救急病院等基幹病院の負担を軽減するため、小児救急医療に関する電話相談事業を平成18年12月2日から実施している。

(10) ドクターヘリ運航事業

本県における救命率の向上、後遺障害の軽減等を図ることを目的として、平成21年3月25日より、八戸市立市民病院を運航病院として、ドクターヘリの運航を開始した。

第17表 ドクターヘリ運航実績（H22. 4. 1～H23. 3. 31）

出動要請	不出動	出 動			
		患者接触	要請元 キャンセル	途中帰投	小 計
394件	42件	333件	14件	5件	352件

※「不出動」の理由…天候不良、運用時間外（日没間際等）の要請、重複要請

※「途中帰投」の理由…天候不良等

## 第6節 周産期医療対策

乳児死亡率等の改善に向け、本県における周産期医療体制の整備・充実を図るための総合的な取り組みを推進している。

### 1. 青森県周産期医療システムの運営

「青森県周産期医療システム」は、限られた周産期医療資源を効果的に活用することにより、すべての妊産婦や新生児が必要とする医療を速やかに受けることができる環境を整えることを目的として、県内の周産期医療関係者の合意の下に、本県の周産期医療体制の目指すべき方向性を示し、施設間の連携と役割分担の仕組みを明確化したものである。

システムの円滑な運営を図るため下記の事業を行うこととしている。

- (1) 周産期医療協議会の開催
- (2) 周産期医療ネットワーク事業
  - ①周産期医療情報システムの維持運営
  - ②地域周産期母子医療センターへのネットワーク運営費補助
- (3) 専門相談事業
  - ①総合周産期母子医療センター専門相談
  - ②周産期医療に関する普及啓発・情報提供
- (4) 周産期医療システム調査研究事業
  - ①新生児死亡・母体死亡登録管理事業
  - ②母体・胎児、新生児搬送状況調査

### 2. ドクターカーの運営

総合周産期母子医療センターにドクターカーを配置し、遠隔地からの重症例の搬送、新生児担当医・産科医の不足等に対応している。また、同センターの病床の有効利用を図るため、軽快した患者の転院搬送に活用する。

## 第7節 地域医療サービスの向上

### 医療安全支援センター

医療に関する患者や家族等の苦情・心配・相談の迅速な対応や、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備を図ることにより医療の安全と信頼を高め、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的とし、平成16年5月20日、医療薬務課内に医療安全支援センターを設立した。

「医療相談」は、医療安全支援センターと各保健所で対応している。

第18表 医療相談件数

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件数	247	205	274	208	268	236

## 第8節 試験免許の実施

准看護師、登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験を実施している。

また、厚生労働省免許（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科技工士）交付申請等の進達関係事務を行っている。

第19表 平成22年度准看護師試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
准看護師	23. 2. 15	543	536	509	95.0

第20表 平成22年度知事免許交付関係事務処理状況

区分	免許交付件数	籍訂正・書換件数	再交付件数	抹消件数	計
准看護師	365	281	107	17	770

第21表 平成22年度登録販売者試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
登録販売者	22. 8. 25	574	565	257	44.8

登録販売者試験とは、一般用医薬品のうち第2類医薬品及び第3類医薬品に係る情報提供を行うことができる資質を有しているかを確認するために薬事法第36条の4第1項の規定に基づき都道府県知事が実施している試験であり、試験に合格し都道府県へ登録した者は薬局、店舗販売業において上記医薬品に係る情報提供を行うことができる。

第22表 平成22年毒物劇物取扱者試験実施結果

区分	実施年月日	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
一般	22. 9. 2	162	156	83	53.2
農業用	22. 9. 2	124	118	28	23.7
特定品目	22. 9. 2	1	1	0	0.0

毒物劇物取扱者試験は、毒物及び劇物取締法第7条に係る毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所等において、毒物及び劇物による保健衛生上の危害の防止にあたる者となるための試験であり、同法第8条第1項に基づき実施している。

## 第9節 医師確保対策

### 1. 自治医科大学生の入学、卒業及びへき地医療従事状況

へき地医療に従事する医師を養成するため、昭和47年2月都道府県が共同で自治医科大学を設立したところであるが、本県からの入学生等の状況は次のとおりである。

第23表 入学生及び卒業生の状況 (単位：人)

年度	～12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
入学生	65	2	2	3	2	3	2	2	3	2	3	2	91
卒業生	53	2	2	2	3	2	2	2	3	2	3	2	78

※23年度卒業生は、現6年生の数である。

第24表 自治医科大学卒業医師の勤務先等の状況 (平成23年5月1日現在)

勤務先等	人員(人)	勤務先等	人員(人)
むつ総合病院	2	三戸中央病院	3
国保大間病院	7	国保田子診療所	1
国保外ヶ浜中央病院	3	六ヶ所村国保尾駁診療所	1
国保小泊診療所	1	研修等	9
		計	27

### 2. 医師修学資金貸与制度の実施

県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者で将来県内に医師として勤務しようとする者に対する修学資金制度を実施している。修学生の状況は次のとおりである。

第25表 医師修学資金貸与制度の実績

事業名	区分	年度	16	17	18	19	20	21	22	累計
青森県医師修学資金貸与事業 (H11年度～)	新規被貸与者		10人	4人	3人	3人	3人	2人	1人	78人
	継続被貸与者		41	45	39	32	26	21	15	
	計		51	49	42	35	29	23	16	
青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助 (H17年度～)	弘前大学医学部(通常入学特別枠)		—	10	14	19	24	28	29	
	新規被貸与者		—	10	5	5	5	5	5	35
	継続被貸与者		—	—	9	14	19	23	24	
	弘前大学医学部(通常入学一般枠)		—	13	22	32	48	59	79	
	新規被貸与者		—	13	9	10	16	13	20	81
	継続被貸与者		—	—	13	22	32	46	59	
	弘前大学医学部(学士枠)		—	3	8	12	16	20	24	
	新規被貸与者		—	3	5	5	5	5	9	32
	継続被貸与者		—	—	3	7	11	15	15	
	計		—	26	44	63	88	107	132	
新規被貸与者		—	26	19	20	26	23	34	148	
継続被貸与者		—	—	25	43	62	84	98		

※ 弘前大学医学部生を対象とした「青森県医師確保特別対策事業費(入学生対策)補助」の実施に伴い、「青森県医師修学資金貸与事業」は平成17年度の新規分から県外医学部・医科大学に在学する本県出身者を対象としている。

### 3. あおもり地域医療・医師支援機構の設置、運営

県外からのU I ターン医師等が安心して県内自治体医療機関に勤務できるよう自治体医療機関への配置調整や支援機能を有する「あおもり地域医療・医師支援機構」を平成17年9月25日に設置したところである。

機構登録医師数（平成23年5月1日現在）72名

### 4. 医師臨床研修対策

医師法の改正により、平成16年度から、医師に医師免許取得後2年間の臨床研修が義務付けられた。

青森県では、平成23年4月1日現在、13病院において医師臨床研修が実施されている。

県は、医師臨床研修の充実強化を図るため、医師臨床研修病院等で構成する青森県医師臨床研修対策協議会が実施する事業の事業費の一部を助成し、本協議会の運営を支援している。

#### (1) 医師臨床研修医確保対策事業

##### ① 青森県医師臨床研修指定病院合同説明会の開催

- ・弘前会場 平成22年5月 1日 弘前市総合学習センター（弘前市）
- ・大阪会場 平成22年7月 4日 インテックス大阪
- ・東京会場 平成22年7月18日 東京ビッグサイト
- ・福岡会場 平成23年2月13日 福岡国際会議場

##### ② 青森県の医師臨床研修ホームページの作成

#### (2) 医師臨床研修指導医養成講習会

医師臨床研修指導医ワークショップの開催

- ・平成22年7月24日～25日 ベストウエスタンニューシティホテル弘前
- ・平成23年1月 8日～ 9日 ベストウエスタンニューシティホテル弘前

第26表 青森県の臨床研修病院数と臨床研修医数（平成23年4月1日現在）

年度		17	18	19	20	21	22	23
臨床研修病院数		12	12	12	12	13	13	13
臨床研修医数	1年次	51	50	53	63	62	66	70
	2年次	56	51	50	53	63	63	64
	計	107	101	103	116	125	129	134

## 第10節 看護従事者対策

平成22年12月に策定した「青森県看護職員需給見通し（第5次）」に基づき、看護職員の確保と資質の向上について推進することとしている。

### 1. 看護従事者数の推移

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の届出による隔年12月末現在の就業状況は第28表のとおりである。

平成20年12月末現在の就業者数は、17,855人であり、職種別に見ると保健師601人、助産師299人、看護師10,701人、准看護師6,254人である。

就業状況の推移を年次別で見ると、保健師、看護師においては、年々増加しており、昭和50年に比べ保健師は2.0倍、看護師は4.6倍の就業者数となっている。助産師は産科医療機関の減少に伴い、年々減少している。また、准看護師は平成20年に初めて前回の調査を下回った。

なお看護師、准看護師の割合は、昭和53年を境に逆転し、看護師の占める割合は准看護師を上回っている。

第27表 保健師・助産師・看護師・准看護師就業者数（年次別）（人）

	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
平成10年度	516	354	7,745	5,812	14,427
12	608	368	8,446	5,951	15,373
14	581	302	8,723	6,043	15,649
16	556	333	9,267	6,102	16,258
18	589	301	10,170	6,417	17,477
20	601	299	10,701	6,254	17,855

## (1) 地域別就業状況

県内各地域の就業保健師、助産師、看護師、准看護師の状況は、第29表のとおりである。

保健師の地域分布については、下北地域が10万対で63.5で最も多く、西北五地域の56.0がこれに次いでいる。助産師については、津軽地域が31.1で最も多く、八戸地域の23.2がこれに次いでいる。看護師については、津軽地域の915.1が最も多く西北五地域、上十三地域、下北地域では県平均を下回っている。准看護師についても、津軽地域が495.1と最も多く、上十三地域の473.0がこれに次いでいる。

第28表 地域別就業状況（実数、人口10万対）

		平成16年		平成18年		平成20年	
		実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
保 健 師	津 軽 地 域	126	36.8	121	38.4	124	40.2
	八 戸 地 域	118	33.3	119	34.4	119	35.0
	青 森 地 域	95	29.1	129	38.2	132	39.9
	西北五地域	78	49.6	81	52.9	83	56.0
	上十三地域	92	47.1	95	50.1	92	49.3
	下北地域	47	54.7	44	53.3	51	63.5
	総 数	556	38.0	589	41.4	601	43.2
	全 国	39,195	30.7	40,191	31.5	43,446	34.0
助 産 師	津 軽 地 域	90	26.3	97	30.8	96	31.1
	八 戸 地 域	85	24.0	73	21.1	79	23.2
	青 森 地 域	79	24.2	76	22.5	76	23.0
	西北五地域	24	15.2	16	10.5	20	13.5
	上十三地域	37	19.9	22	11.6	14	7.5
	下北地域	16	18.6	17	20.6	14	17.4
	総 数	333	22.8	301	21.2	299	21.5
	全 国	25,257	19.8	25,775	20.2	27,789	21.8
看 護 師	津 軽 地 域	2,613	763.8	2,658	844.4	2,826	915.1
	八 戸 地 域	2,402	678.3	2,662	769.5	2,853	839.2
	青 森 地 域	2,189	672.3	2,606	772.5	2,724	823.0
	西北五地域	680	432.6	720	470.3	720	485.4
	上十三地域	958	491.2	1,063	560.2	1,095	587.2
	下北地域	425	494.7	461	558.7	483	601.5
	総 数	9,267	634.7	10,170	714.7	10,701	768.8
	全 国	760,221	595.4	811,972	635.5	877,182	687.0
准 看 護 師	津 軽 地 域	1,535	448.7	1,590	505.1	1,529	495.1
	八 戸 地 域	1,414	399.3	1,437	415.4	1,437	422.7
	青 森 地 域	1,370	420.7	1,501	444.9	1,468	443.5
	西北五地域	630	400.8	682	445.5	654	440.9
	上十三地域	876	449.1	909	479.1	882	473.0
	下北地域	277	322.4	298	361.2	284	353.7
	総 数	6,102	417.9	6,417	450.6	6,254	449.3
	全 国	385,960	302.3	382,149	299.1	375,042	293.7

※県人口は推計人口（10月1日）を使用。

## (2) 就業場所別就業状況

助産師、看護師、准看護師の就業場所別推移は第30表のとおりである。

平成20年末の助産師は、病院73.6%、診療所19.7%、養成所5.0%の就業割合となっている。

看護師は、病院71.7%、診療所11.7%であり、8割強が医療機関勤務となっている。

また、准看護師は病院33.3%、診療所39.4%、介護老人保健施設19.4%となっている。

第29表 就業場所推移

〔助産師〕

(各12月末現在)

年次	養成所	病院	診療所	助産所			保健所	その他	計
				開設者	従事	出張			
平成									
12	16	297	22	10	1	2	1	19	368
14	15	225	34	8	—	6	—	12	302
16	19	253	40	5	—	5	1	10	333
18	15	233	38	6		3	2	4	301
20	15	220	45	2		2	1	14	299

〔看護師〕

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問看護ステーション	その他	計
平成								
12	133	(272) 6,605	(9) 833	5	(7) 184	265	(18) 421	(306) 8,446
14	(4) 165	(302) 6,672	(9) 892	—	(11) 430	(3) 287	(9) 277	(338) 8,723
16	(5) 136	(336) 7,090	(14) 980	—	(16) 532	(2) 228	(10) 301	(383) 9,267
18	(7) 198	(372) 7,314	(16) 1,210	5	(22) 819	(2) 315	(9) 309	(428) 10,170
20	(11) 222	(427) 7,681	(13) 1,254	4	(25) 714	(6) 336	(12) 490	(494) 10,701

〔准看護師〕

年次	養成所	病院	診療所	保健所	介護保健施設	訪問介護ステーション	その他	計
平成								
12	—	(233) 2,605	(69) 2,416	3	(21) 349	(2) 71	(52) 507	(377) 5,951
14	—	(239) 2,454	(39) 2,502	—	(36) 741	(2) 73	(39) 273	(355) 6,043
16	2	(234) 2,332	(44) 2,429	—	(56) 983	(2) 67	(34) 289	(370) 6,102
18	1	(236) 2,135	(68) 2,514	—	(96) 1,436	(2) 105	(14) 226	(416) 6,417
20	—	(248) 2,085	(45) 2,461	1	(74) 1,216	(5) 111	(24) 380	(396) 6,254

※ ( ) は男性の再掲

## 2. 看護師等学校養成所

平成22年4月現在の県内学校養成所の一学年定員数は、保健師・看護師統合カリキュラム280人(助産師課程の19人を含む)、助産師課程19人、短期大学(3年)160人、看護師3年課程90人、看護師2年課程290人(うち通信制100人)、5年一貫課程80人、准看護師課程240人であり、養成比率は看護師78.9%、准看護師21.1%となっている。

第30表 学校・養成所の一学年定員数

(平成22年4月現在)

区分	助産師		看護師										准看護師		定員 合計		
			保健師・看護師統合 カリキュラム		短期大学		3年課程		2年課程		5年一貫 課程		2年課程				
			校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員	校数	定員		校数	定員
国立大学 法人	(1)	(9)	1	80 〔10〕													80
学校法人			2	100	2	160						1	40				300
独立行政法人 国立病院機構							1	40									40
県立	(1)	(10)	1	100 〔10〕								1	40				140
市町村立									3	130							130
医師会立									1	40				3	170		210
その他							1	50	2	120				3	70		390
計	(2)	(19)	4	280 〔20〕	2	160	2	90	6	290	2	80	6	240		1,140 〔20〕	

※1 ( ) は大学の選択コース

※2 [ ] は3年編入定員

## 3. 看護職員確保対策

### (1) 修学資金貸与事業

県内における看護師等の定着を図るため、看護職員養成施設の在学生に対し、修学資金の貸与を行っている。貸与の状況は次のとおりである。

表31表 修学資金貸与人員

区分		年度					
		17	18	19	20	21	22
合計		82(人)	64(人)	58(人)	58(人)	55(人)	51(人)
新規	計	28	25	25	25	25	25
	保健師	0	0	0	0	0	0
	助産師	0	0	0	0	0	0
	看護師	15	13	13	13	13	13
	准看護師	13	12	12	12	12	12
継続	計	54	39	33	33	30	26
	看護師	41	26	22	21	18	17
	准看護師	13	13	11	12	12	9

(2) 看護師等養成所運営費補助

看護師等養成所の教育内容の向上を図るため、看護師等養成所に対し、専任教員の  
人件費、生徒教材費等運営に必要な経費（国1/2、県1/2）の助成を行っている。

補助の状況は次のとおりである。

第32表 看護師等養成所運営費補助状況

平成	看護師 (3年課程)		看護師 (2年課程)						准看護師				計		
	全日制		全日制			定時制			公立		民間				
	民間		公立		民間		公立		民間		公立		民間		
	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校	補助額 千円	施設 校
17	1	15,675						2	20,028			6	50,693	9	86,396
18	1	16,424						2	20,005			6	51,026	9	87,455
19	1	16,944						2	20,005			6	50,962	9	87,911
20	1	17,053						2	20,053			6	51,020	9	88,126
21	1	17,143						2	20,024			6	51,107	9	88,274
22	1	17,304						2	20,009			6	51,468	9	88,781

(3) ナースセンター事業

未就業看護職員の就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に  
従事する者の資質の向上や訪問看護の実施に必要な支援事業を行い、医療機関等の  
看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的に、社団法人青森県  
看護協会に委託し、ナースセンター事業を実施している。

(4) 現任教育

① 保健師助産師看護師実習指導者講習会

看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な  
実習指導ができるように必要な知識・技術を習得することを目的に、社団法人青  
森県看護協会に委託し、保健師助産師看護師実習指導者講習会を実施している。

② 看護業務指導・支援事業

質の高い看護職員の養成のために、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」  
に基づき、看護師等養成施設の運営の指導を行っている。

## 第11節 へき地医療対策

### 1. へき地医療拠点病院の整備

道路網の整備等による生活圏の広域化などへき地を取り巻く情勢の変化を考慮し県では、昭和50年度から広域市町村圏単位にへき地中核病院（平成15年度から「へき地医療拠点病院」に名称変更）の整備に努めてきたところであり、当該病院では、圏域内の無医地区等に対する巡回診療及びへき地診療所への医師派遣等の医療活動を毎年実施している。

第33表 へき地医療拠点病院の整備及び運営状況

指定 年度	へき地 医療拠点 病院名	開設主体	二 次 保健医療 圏 名	運 営 状 況 (22年度)				備 考
				へき地診療所等への医師派遣		巡 回 診 療		
				派遣先診療所	派遣回数	診 療 地 区	診療回数	
S50	む つ 総合病院	一部事務組 合下北医療 センター	下北地域	脇野沢診療所 牛滝診療所 計2地区	1回 12 13			
S52	三 戸 中央病院	三 戸 町	八戸地域			大平・泉地区 大舌地区 蛇沼地区 計3地区	15回 13 8 36	
S53	公 立 野辺地病院	北部上北広 域事務組合	上十三 地 域	千歳平診療所	35回	明神平地区	24回	
S56	鱒ヶ沢 町立 中央病院	鱒ヶ沢町	西北五 地 域			長平地区 深谷地区 細ヶ平地区 一ッ森地区 長慶平地区 計5地区	24回 12 12 24 24 96	
H17	外ヶ浜 中央病院	外ヶ浜町	青森地域	今別診療所	50回			
H17	大間病院	一部事務組 合下北医療センター	下北地域	福浦診療所	49回			

## 2. へき地診療所の整備及び運営状況

無医地区等における住民の医療を確保するため、人口が原則として1,000人以上で、かつ交通が不便な区域内にへき地診療所が整備、運営されているが、その状況は次のとおりである。

第34表 へき地診療所設置運営状況

医療圏	設置年度	診療所名	設置場所		設置者	運営状況(平成22年度)		備考
			市町村名	地区名		医師の常勤・非常勤の別	運営日数	
津軽	36	葛川診療所	平川市	葛川	平川市	常勤	235	
	41	早瀬野診療所	大鰐町	早瀬野	大鰐町	非常勤	12	
八戸	49	新郷診療所	新郷村	戸来	新郷村	常勤	277	
西北五	24	小泊診療所	中泊町	小泊	中泊町	常勤	242	
	30	市浦医科診療所	五所川原市	相内	五所川原市	常勤	243	
	43	関診療所	深浦町	関	深浦町	常勤	235	
	56	長平診療所	鱒ヶ沢町	長平	鱒ヶ沢町	非常勤	24	
上十三	52	十和田湖診療所	十和田市	十和田湖	十和田市	常勤	243	
	52	千歳平診療所	六ヶ所村	千歳平	六ヶ所村	常勤	238	
下北	35	脇野沢診療所	むつ市	脇野沢	一部事務組合下北医療センター	常勤	243	
	36	牛滝診療所	佐井村	牛滝	〃	非常勤	24	
	40	福浦診療所	〃	福浦	〃	非常勤	49	
	55	風間浦診療所	風間浦村	易国間	〃	常勤	242	

### 3. へき地医療対策補助

へき地医療対策事業の補助金として、へき地医療拠点病院運営費、へき地診療所運営費が交付されているが、その状況は次のとおりである。

第35表 へき地医療拠点病院運営費補助

(単位：千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
むつ総合病院	12,952	13,242	13,316	4,042	1,010
三戸中央病院	4,434	4,433	4,376	3,892	3,892
公立野辺地病院	3,275	3,417	3,240	3,203	3,126
鱒ヶ沢町立中央病院	18,179	19,106	18,682	13,170	11,727
外ヶ浜中央病院	1,899	2,018	965	293	762
大間病院	1,630	0	6,087	5,439	5,389
計	42,369	42,216	46,666	30,039	25,906

第36表 へき地診療所運営費補助

(単位：千円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
診療所数	4カ所	3カ所	4カ所	4カ所	3カ所
補助額	6,587	4,600	6,640	5,613	12,468

#### 4. 無医地区及び無歯科医地区

無医地区等については5年毎に行われる全国調査で把握している（厚生労働省平成21年10月調査）が、無医地区数は35地区（無医地区に準じる地区11地区を含む。）、無歯科医地区数は26地区（無歯科医地区に準じる地区5地区を含む。）となっている。

第37表 無医地区及び無歯科医地区

##### <無医地区>

二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	
津軽地域	黒石市	厚目内	八戸地域	新郷村	荒巻	上十三地域	横浜町	明神平※	
		沖揚平※			大畑			六ヶ所村	二又
					川代				中志・内沼
	弘前市 (旧相馬村)	藍内			滝沢	下北地域	佐井村		磯谷
		沢田※			平			牛滝※	
					中崎			大佐井※	
平川市 (旧平賀町)	大木平	横沢	川目						
		第二松代※	古佐井※						
		長平	長後						
八戸地域	三戸町	蛇沼大平※	西北五地域	鱒ヶ沢町	深谷			原田※	
		大舌			一ツ森			福浦※	
		横沢※			細ヶ平			矢越	
		大平・野沢平			深浦町			長慶平	
					松原				

※は無医地区に準じる地区である。

##### <無歯科医地区>

二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名	二次保健医療圏	市町村名	地区名		
津軽地域	黒石市	厚目内	八戸地域	新郷村	荒巻	西北五地域	深浦町	長慶平		
		沖揚平※			大畑			下北地域	佐井村	松原
					川代					牛滝
	弘前市 (旧相馬村)	藍内			滝沢	長後				
		沢田※			平	福浦				
					中崎					
平川市 (旧平賀町)	大木平	横沢	第二松代※							
			長平							
			深谷							
八戸地域	三戸町	蛇沼大平※	西北五地域	鱒ヶ沢町	一ツ森					
		大舌			細ヶ平					
		横沢※								
		大平・野沢平								

※は無歯科医地区に準じる地区である。

## 第12節 自治体病院機能再編成の推進

### 1. 自治体病院機能再編成の趣旨

県内に設置されている26か所の自治体病院（市町村立又は一部事務組合立）が抱えている医師の確保や経営の健全化などの課題解消を目的として、2次保健医療圏ごとの自治体病院機能再編成を推進するため、県主導による自治体病院機能再編成計画の策定などによる支援を行い、地域住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療体制の構築を図る。

### 2. 自治体病院機能再編成計画策定の基本的な考え方

- (1) 圏域全体で地域医療を支えていくため、圏域を構成する市町村で広域運営体制を構築する。
- (2) 圏域内で脳卒中、がん及び心筋梗塞などの一般的な医療を完結させ、地域医療の底上げを図る。
- (3) 圏域内に新たに救急医療や高度・専門医療を担う中核病院を確保（創設）し、周辺の医療機関は中核病院との緊密な連携のもとに、回復期や慢性期を担う病院や初期医療を担う診療所に機能を転換し、在宅医療を含めた地域住民の医療ニーズに対応する。

### 3. 再編成の取組状況

公立病院等の再編・ネットワーク化の推進は医師確保対策の観点からも喫緊の課題となっており、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）に基づく公立病院改革においても主要な柱の一つをなすものであり、再編等に係る計画の速やかな策定と着実な実現が期待されている。

平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、すべての公立病院において、平成20年度中に「公立病院改革プラン」を策定済みであり、県においては、各市町村の改革プランを参考にし、市町村と共に機能再編成を推進することとしている。

#### (1) 西北五圏域

西北五圏域においては、つがる西北五広域連合が平成21年3月に改訂した「西北五地域における自治体病院機能再編成マスタープラン」に沿って、平成21年度には中核病院の基本設計、平成22年度には実施設計を行っており、平成23年度から建設工事に着手し、平成25年度中の開院を目指している。

県では、再編成計画の早期具体化を図るため、推進委員会における検討に参画するほか、平成21年度に策定した青森県地域医療再生計画（西北五圏域）に基づき、広域連合等が行う事業への補助、さらには中核病院建設経費への補助などにより、圏域の取組を支援する。

## (2) 下北圏域

下北圏域においては、むつ総合病院の機能強化、大畑・川内病院の診療所への転換、一部事務組合下北医療センターの機能再構築などを内容とする再編成計画を平成15年9月に策定した。

現在は、計画に基づき、一部事務組合下北医療センターが中心となって機能再編成を進めており、平成17年4月1日からは大畑病院が診療所に機能転換し、平成21年4月からは川内病院も入院病床を20床から19床に変更し、診療所化した。

## (3) 上十三圏域

既に圏域が独自に計画を策定している上十三圏域においては、平成13年に策定した計画を平成19年3月に見直ししており、現在は計画の具体化に向け取り組んでいる。

なお、機能再編成計画は策定済みであるものの、医師確保の問題や経営健全化の問題等を抱えていることから、県としても必要に応じ会議に参加するなど支援する。

## (4) 青森圏域・津軽圏域・八戸圏域

八戸圏域は計画未策定であるが、平成23年4月に八戸地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会を設置し、平成23年度中に再編計画の策定を目指していることから、県としても協議会等へ参画し、支援する。

その他、見直しが必要な青森圏域と、計画未策定の津軽圏域については、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることが急がれることから、計画策定に向けて、県としても引き続き必要な助言を行うなど支援する。

## 第13節 薬事衛生対策

### 1. 薬局及び医薬品販売業の許可

#### (1) 薬局等の許可施設数

平成23年3月31日現在、本県において許可を受けている薬局、医薬品販売業の数は、次のとおりである。

第38表 保健所別薬局・医薬品販売業等業者数

保健所名	医薬品等製造販売業		医薬品等製造業		修理工療業機器	薬局	卸売	店舗	旧薬種商	特例				既存配置	医療機器販売業賃貸業	
	専業	薬局	専業	薬局						一般	歯科	ガス	綿		高度管理	管理
東地方	1	20	2	20	31	163	66	38	2	2			9	169	546	
弘前	1	8	10	8	26	147	22	72	3		2	12	2	13	488	
八戸	1	22	6	22	20	134	28	79	2	7	0	15	16	156	508	
五所川原	1	2	1	2	1	49	3	37	0	1		3	0	19	169	
上十三		6	3	6	3	69	6	57	3	0		7	2	7	276	
むつ	1	5	2	5	4	21	4	22	0	4		2	1	33	117	
小計	5	63	24	63	85	583	129	305	10	14	2	39	4	65	2,104	
青森市								20		2	2	4	0			
合計	5	63	24	63	85	583	129	325	10	16	4	43	4	65	2,104	
備考	うち化粧品1 医療機器1		うち部外品2 化粧品3 医療機器8											県外業者62		

※店舗欄には、みなし店舗販売業を含む。

第39表 薬局等の施設数の推移（青森市保健所分を含む）

業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%	実数	増加率%
薬局	549	0.5	562	2.4	564	0.4	574	1.8	583	1.6
一般販売業	145	△1.4	142	△2.1	138	△2.8	25	△81.9	18	△28.0
薬種商販売業	337	△2.0	326	△3.3	312	△4.3	264	△15.4	198	△25.0
卸売販売業	—	—	—	—	—	—	106	—	129	—
店舗販売業	—	—	—	—	—	—	50	—	104	—
計	1,031	△0.6	1,030	△0.1	1,014	△1.6	1,019	0.5	1,032	1.3

※平成20年度以前の一般販売業には、「卸売一般販売業」を含む。

※薬種商販売業には、「旧薬種商販売業」を含む。

#### (2) 医薬品製造業等

平成17年度から、新たな業態として製造販売業が追加となった。平成23年3月31日現在で、第2種医薬品製造販売業が4件、化粧品製造販売業が1件、薬局医薬品製造販

売業が63件となっている。

また、製造業については、医薬品製造業11件、薬局医薬品製造業63件、医薬部外品製造業2件、化粧品製造業3件、医療機器製造業8件となっている。

医薬品製造業の内訳は、医療用ガス製造8件、殺虫剤原料製造1件、消炎酵素剤原料製造1件、血液製剤製造1件となっている。

また、専業の医薬品製造業及び医療機器製造業の総生産額は、平成20年実績で約29,975百万円となっている。

## 2. 薬事監視指導

### (1) 薬事監視

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の無承認無許可品、不良品、不正表示品などの流通と不適正な販売を防止するため、通常監視、一斉監視及び集中監視を実施し、関係業者に対する指導を行っている。

薬事監視については、県の薬事監視員22名（医療薬務課5名、保健所17名）及び青森市保健所の薬事監視員2名の計24名を配置し、これに当たっている。平成22年度は、監視対象施設である1,876施設の41.5%に当たる779件の監視を行い、322件の違反を発見、その是正指導を行った。

違反の主なものは、管理者の実務管理の不良、毒薬劇薬の貯蔵陳列・保管方法等の不備、広告違反及び医療安全に係る手順書の未整備などであった。

なお、平成23年度においては、監視対象施設の40%以上の施設に対して監視を行うこととしている。

第40表 薬事監視件数及び違反発見件数(青森市保健所分含む)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
監視対象数	1,912	1,951	1,972	1,858	1,876
監視件数(%)	766(40.1)	701(35.1)	764(38.7)	838(45.1)	779(41.5)
違反発見件数(%)	205(26.8)	235(33.5)	257(33.6)	247(29.5)	322(41.3)

第41表 業種別薬事監視状況

区 分	平成22年度実績				
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)
医薬品等製造販売業	5	3	60.0	1	33.3
医薬品等製造業	24	19	79.2	0	0.0
医療機器修理業	85	42	49.4	8	19.0
薬局医薬品製造業	63	14	22.2	0	0.0
薬 局	583	238	40.8	161	67.6
店舗販売業(みなし含む)	325	166	51.1	101	60.8
旧薬種商販売業	10	3	30.0	1	33.3
配置販売業	127	2	1.6	0	0.0
特例販売業	67	22	32.8	4	18.2
高度管理医療機器等販売賃貸業	587	270	46.0	46	17.0
計	1,876	779	41.5	322	41.3

## (2) 薬事関係者講習会開催状況

薬事関係者の資質の向上を図るため、業界団体が主催している講習会に講師を派遣して、薬事法等の趣旨の徹底に努めている。

平成22年度は、社団法人青森県薬剤師会各部会の開催する講習会に3回、社団法人青森県登録販売者協会の開催する講習会に2回、社団法人青森県医薬品配置協会の開催する講習会に3回、その他の団体に3回、それぞれに講師を派遣している。

平成23年度も前年同様講師を派遣し、関係法規の遵守、薬物乱用防止活動、献血制度などについて講演することとしている。

## 3. 医薬分業

昭和49年10月の診療報酬改正に伴う処方せん料の引き上げを契機として、保険薬局数、医薬分業率（処方せん受付率）とも順調に伸びてきており、本県の医薬分業率（処方せん受付率）は、平成21年度の実績で67.6%（全国平均60.7%）と47都道府県中11番目に高い実績となっている。

第42表 保険薬局数の推移

区 分	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
保険薬局数	537	552	555	564	569

第43表 医薬分業率(処方せん受付率)の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総処方せん枚数	9,174,540	9,199,739	9,492,458	9,309,191	9,278,799
処方せん受取率	61.0	62.2	64.1	65.9	67.7
同 全国平均	54.1	55.8	57.2	59.1	60.7

## 4. 医薬品の安全対策

### (1) 医薬品等安全性情報報告制度

医薬品の安全対策として、医薬品、医療用具等に起因すると思われる副作用情報、感染症情報、不具合情報等を広く収集するため、国においては医薬品安全性情報報告制度により、医薬品等の安全性に関する情報を収集しており、県でも、医療機関等に対して本制度の周知に努めている。

また、医薬品の安全性情報の伝達については、国の発行する「医薬品等安全性情報」等を医療関係者に周知するため、県医師会、県薬剤師会等を通じ関係者にこれを配布するなど、必要な情報の伝達に努めている。

### (2) 医薬品副作用被害救済制度

医薬品の安全対策は、薬務行政の重要課題であり、これまでも諸施策が講じられてきたところである。医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による健康被害が生じた場合に、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした医薬品副作用被害救済制度が設けられている。

(3) 薬局における医薬品の業務に係る医療の安全を確保するための措置

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による改正薬事法が平成19年4月1日に施行されたことに伴い、薬局も「医療提供施設」として、医薬品安全管理責任者の設置や医薬品の業務に係る医療安全確保のための指針策定などを行っている。県も薬局への薬事監視を実施し、情報提供及び指導に努めている。

**5. 緊急治療ワクチンの備蓄と供給対策**

ボツリヌス中毒症及びガスエソ病は、その治療のためには早急に治療用ワクチンを投与する必要がある。このため、県では、治療用ワクチンをあらかじめ国から購入し、備蓄している。備蓄本数は、ボツリヌス抗毒素A B E F型が6本、ガスエソ抗毒素が6本である。

なお、最近では平成13年度にガスエソ病患者1名が発生し、ガスエソ抗毒素3本を供給した。

**6. 青森県災害時医薬品等備蓄供給事業**

県内で大規模災害が発生した場合に必要な医薬品と衛生材料の備蓄を、平成11年度から開始しており、県内6つの2次保健医療圏ごとに50の薬効分類の医薬品と12種類の衛生材料を備蓄している。

当該事業は、青森県医薬品卸組合と委託契約を締結し、県内7社の医薬品卸売業者の23営業所が参加している。

**7. 毒物、劇物の取締対策**

毒物及び劇物取締法において、人の健康を直接に害する作用の強い物質を毒物又は劇物として指定し、保健衛生上の見地からその製造、販売、貯蔵、運搬等の取扱いについて指導を行っている。

毒物及び劇物の監視については、医療薬務課5名、保健所17名、計23名の毒物劇物監視委員を配置しこれに当たっている。平成22年度は、毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者934施設所中252施設について監視を実施したところ、39.7%にあたる100施設の違反を発見し、その是正の指導を行った。

違反内容の主なものは、毒物劇物の譲渡手続きの不備、毒物劇物取扱責任者の実務管理の不良、貯蔵方法の不備などであった。

なお、平成23年度においては、監視対象施設の40%の施設に対して監視を行うこととしている。

第44表 毒物劇物営業者及び毒物劇物の業務上取扱者(平成23年3月31日現在)

保健所名	毒物劇物製造業	毒物劇物販売業			業務上取扱者	特定毒物研究者	特定毒物使用者	計
		一般	農業用	特定				
東地方	0	6	7	0	0	3	1	17
弘前	4	100	93	10	9	3	2	221
八戸	4	132	79	15	7	4	3	244
五所川原	0	32	64	3	1	0	0	100
上十三	3	72	75	6	0	1	0	157
むつ	0	31	10	3	0	0	0	44
計	11	373	328	37	17	11	6	783
青森市	0	84	46	21	0	0	0	151
備考	うち輸入業1 (上十三)							

第45表 毒物劇物監視件数及び違反発見件数(青森市保健所分を含む)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
監視対象数	996	976	971	962	934
監視件数(%)	288(28.9)	279(28.6)	400(41.2)	233(24.2)	252(27.0)
違反発見件数(%)	69(24.0)	83(29.7)	128(32.0)	83(35.6)	100(39.7)

第46表 業種別毒物劇物監視状況(青森市保健所分を含む)

区分	平成22年度実績					
	監視対象数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	違反率(%)	
製造業・輸入業	11	3	27.3	0	0.0	
販売業	一般	457	146	31.9	44	30.1
	農業用品目	374	93	24.9	50	53.8
	特定品目	58	9	15.5	5	55.6
業務上取扱者	17	0	0.0	0	0.0	
特定毒物研究者	11	1	9.1	1	100.0	
特定毒物使用者	6	0	0.0	0	0.0	
計	934	252	27.0	100	39.7	

## 8. 薬剤師確保対策事業

本県の医療機関や薬局に勤務する薬剤師は絶対数が不足しており、また、近年の医薬分業の進展に伴い、これらの施設において薬剤師を確保することが困難になっている。このため、薬剤師確保のために社団法人青森県薬剤師会と連携を図りながら、平成12年度から次のような事業を行っている。

- (1) 就職サポート情報紙（合併号）を作成し、本県出身の薬学生に提供する。
- (2) 本県出身者の多い大学に対し、薬剤師確保対策事業の説明と協力の要請を行う。

## 9. 麻薬及び覚せい剤の取締り対策

麻薬・覚せい剤は、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法、あへん法によって所持、譲渡、譲受あるいは栽培等について、免許、指定等の規制がなされている。このため、医療薬務課に司法警察権を有する麻薬取締員4名を含む5名の監視員を、保健所には17名の監視員をそれぞれに配置し、立入検査及び指導取締りを行っている。

### (1) 麻薬診療施設等の数

平成23年3月31日現在の各保健所管内における麻薬診療施設等の数は、次のとおりである。

第47表 保健所別麻薬診療施設等数 (件)

種別 保健所	麻薬				覚せい剤		覚せい剤原料		大麻
	卸売	小売	診療施設	研究	施用機関	研究	取扱者	研究	研究
東地方	7	129	153(26)	3	1	4	7		2
弘前	5	106	147(27)	13	1		9		
八戸	6	120	117(27)				8		
五所川原	2	33	44(11)				2		
上十三	2	48	52(11)				2		
むつ	3	17	29(8)	2			2		
計	25	453	542(110)	18	2	4	30	0	2

※ 「診療施設」欄の（ ）内の値は、病院数の内数である。

### (2) 立入検査

#### ア. 麻薬関係

平成22年度は、対象業務所1,090施設中489施設について立入検査を実施したところ、26.0%にあたる127施設に違反が発見された。その内訳は麻薬帳簿への記載の不備、麻薬保管庫に麻薬以外のものが保管されていた等管理・保管に関する不備及び譲受証作成の不備が主なものである。

また、アンプルの破損、所在不明、無届廃棄等の麻薬事故等が63件発生し、うち20件について調査を実施した。

なお、平成23年度においては、対象業務所の50%以上の業務所に立入検査を実施することを目標としている。

第48表 麻薬関係施設立入検査実施状況（平成22年度実績）

業種		対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数
麻薬卸売業者		25	30	120.0	6
麻薬小売業者		453	205	45.3	45
麻薬診療施設	病院	110	133	120.9	23
	一般診療所	432	107	24.8	9
	歯科診療所	0	—	—	—
	飼育動物診療施設	50	6	12.0	2
	小計	592	246	41.6	35
麻薬研究者		18	6	33.3	2
大麻研究者		2	2	100.0	0
合計		1,090	489	44.9	88

#### イ. 向精神薬関係

平成22年度は、対象業務所2,558施設中615施設について立入検査を実施したところ、7.0%にあたる43施設に違反が発見された。その内訳は、帳簿への記載の不備、保管・管理の不備が主なものである。

なお、平成23年度においては、対象業務所の33%以上の業務所に立入検査を実施することを目標としている。

#### ウ. 覚せい剤関係

平成22年度は、覚せい剤施用機関等の対象業務所数2,457施設中568施設について立入検査を実施したところ、4.4%にあたる25施設で覚せい剤原料の管理・保管等の違反が発見された。

また、覚せい剤原料の無届廃棄事案や所在不明等の覚せい剤原料事故等が3件発生した。

今後、正規ルートからの不正流出を防止するためにも、さらに継続して立入検査を実施する。

第49表 向精神薬関係施設監視状況（平成22年度）

業種	対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	
向精神薬卸売業者	1	0	0.0	0	
免許みなし卸売販売業者	128	51	39.8	3	
免許みなし薬局	572	220	38.5	15	
向精神薬小売業者	0	—	—	—	
小計	701	271	38.7	18	
病院等	病院	165	139	84.2	3
	一般診療所	945	150	15.9	22
	歯科診療所	576	48	8.3	0
	飼育動物診療施設	163	5	3.1	0
	小計	1,849	342	18.5	25
向精神薬試験研究施設	8	2	25.0	0	
合計	2,558	615	24.0	43	

第50表 覚せい剤関係施設監視状況（平成22年度）

業種	対象業務所数	監視件数	監視率(%)	違反発見件数	
覚せい剤	大臣指定の施用機関	1	0	0.0	0
	知事指定の施用機関	1	5	500.0	0
	覚せい剤研究者	4	4	100.0	0
	小計	6	9	150.0	0
覚せい剤原料	覚せい剤原料取扱者	30	28	93.3	2
	覚せい剤原料研究者	0	—	—	—
	業務上取扱える者※	2,421	531	21.9	23
	小計	2,451	559	22.8	25
合計	2,457	568	23.1	25	

※ 業務上取扱える者とは、覚せい剤取締法第32条第2項の規定が適用される者で、厚生労働大臣又は青森県知事の指定を受けていない者をいう。

(3) 自生大麻・けしの除去

ア. 自生大麻

自生大麻は県南地方に多く群生していることから、不正使用などを防止する目的で、保健所職員を中心に除去対策を強力に推進してきたところである。平成22年度の除去本数は約7万5千本である。依然として大麻事犯が憂慮される状況にあることから、引き続き除去の徹底を図ることとしている。

第51表 自生大麻除去状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
除去箇所数	289か所	291か所	311か所
除去延日数	39日	45日	40日
除去本数	148,585本	189,036本	74,843本

## イ. けし

けしは、「植えて良いけし」と「植えてはいけないけし」があり、その区別が一般県民に徹底されていないこともあって、平成21年度は2,846本、平成22年度は3,100本が不正栽培（単なる鑑賞用として）のけしとして除去している。

今後も保健所職員による巡回指導、ポスター、リーフレット、ラジオ及びテレビ等による広報活動を強力に推進し、不正栽培の撲滅を図ることにしている。

## 10. 薬物乱用防止対策

覚せい剤等の薬物の乱用は、依然として後を絶たず非常に憂慮すべき状況にある。薬物乱用を防止するためには、指導取締を行い、また一般県民に薬物乱用による危害等を十分浸透させること等広報啓発活動が重要である。

- (1) 県では国及び県の関係団体が行う薬物乱用防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、昭和50年に副知事を本部長とする青森県薬物乱用対策推進本部を設置し、指導取締り及び広報啓発活動の強化に努めている。
- (2) 昭和63年1月に各保健所に薬物相談窓口を設置し、各地域における薬物に関する相談、広報、啓発活動に努めている。
- (3) 昭和63年12月には保護司、民生委員、薬剤師及び医薬品配置販売業者等から構成される「青森県薬物乱用防止指導員」を設置し、地域に密着した薬物乱用防止の広報啓発活動を推進しており、平成6年に指導員の組織的かつ効果的な啓発活動を図ることを目的として、保健所ごとに指導員地区協議会を設置するとともに、その総合調整等を行う機関として連合協議会を設置し、より効果的な啓発活動を実施している。
- (4) 平成22年度においては、地区協議会の組織的な活動として、五所川原市及びむつ市において街頭キャンペーンを実施した。
- (5) 平成4年度から県内の中学生及び高校生の若い世代及びその父母にシンナー等の乱用の弊害を認識してもらうため、文化祭等の薬物乱用防止コーナーへの啓発資料の貸し出しを行っている。また、平成5年度から中学校・高等学校等の養護教員、生徒指導担当者等に対して生徒に対する指導及び啓発のために、薬物の乱用による弊害等の知識を取得してもらうことを目的として、薬物乱用防止指導者研修会を開催している。
- (6) 「新国連薬物乱用根絶宣言」（2009～2019年）の支援事業の一環として、青森県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日から7月19日までの1ヶ月間）を実施し、平成22年6月26日（土）に、青森市、弘前市、八戸市の繁華街において総勢193人の協力を得て、県民一人一人の薬物乱用問題の知識を高め、県内における薬物乱用防止活動に資することを目的として、「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行った。
- (7) 平成22年度においては、薬物乱用防止リーダーを養成するための薬物乱用防止リーダー養成講習会を開催した。薬物乱用防止指導員35名が参加し、修了証と薬物乱用防止リーダー養成講習会修了認定証の交付を受けた。

第52表 シンナー等有機溶剤乱用行為の検挙・補導状況

(単位：人)

区分		年別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総数			6(0)	0(0)	8(0)	4(0)	0(0)	0(0)
少年総数			1(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)
内 学 生 内 訳	小学生		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	中学生		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	高校生		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	大学生・その他		0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計		0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	有職少年		1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	無職少年		0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
成人総数			5(0)	0(0)	6(0)	3(0)	0(0)	0(0)

注：( )内の数値は、女性の数の内訳を示す。

(県警本部少年課調)

## 11. 献血対策

### (1) 献血実績及び献血目標

平成22年度は、献血者58,700人、献血量22,272ℓを目標に献血事業を実施した。献血者数では前年度と比較して1,605人増の58,378人、献血量では22,066.9ℓと、前年度と比較して、602.1ℓの増となった。また、本県は依然として200ml献血者の割合が高く、これからより一層400ml献血及び成分献血への採血構造の転換を図る必要がある。

平成23年度の献血目標は、58,400人、22,260ℓと設定し、新規の献血者の掘り起こしを図りながら、献血量の確保を図っていくこととしている。

第53表 献血者数の推移

区分 年度	献血者数 (構成比率)				献血量 (ℓ)
	200ml献血	400ml献血	成分献血	計	
平成18年度	16,380 (25.5%)	31,048 (48.4%)	16,758 (26.1%)	64,186	22,768.0
平成19年度	7,997 (13.9%)	33,569 (58.7%)	16,050 (27.9%)	57,616	21,829.8
平成20年度	8,183 (14.2%)	33,673 (58.4%)	15,826 (27.5%)	57,646	21,781.3
平成21年度	7,868 (13.9%)	32,890 (57.9%)	16,015 (28.2%)	56,773	21,464.8
平成22年度	8,195 (14.0%)	33,624 (57.6%)	16,559 (28.4%)	58,378	22,066.9
平成23年度 (目標)	6,000 (10.3%)	35,400 (60.6%)	17,000 (29.1%)	58,400	22,260

第54表 年齢別献血者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
16歳～19歳	6,326	4,739	4,684	3,983	4,285
20歳～29歳	14,002	12,067	11,758	10,828	10,634
30歳～39歳	16,776	15,279	15,025	14,750	14,832
40歳～49歳	14,276	13,944	14,077	14,370	15,017
50歳～59歳	10,289	9,199	9,535	9,813	10,275
60歳～69歳	2,517	2,388	2,567	3,029	3,335
計	64,186	57,616	57,646	56,773	58,378

## (2) 血液製剤の供給

平成22年度における血液製剤の供給は、実本数では59,168本で前年度に比較して2,923本増加し、また200ml換算でも198,650本と前年度に比較して7,774本増加している。医療では患者の安全を確保するため、400ml献血及び成分献血由来の高単位製剤の要請が多いところであるが、血液製剤のうち成分製剤が99.9%（200ml換算）を占めていることは輸血による副作用の防止及び血液の有効利用の観点からも好ましいことであり、今後も継続して血液製剤使用適正化を普及していくこととしている。

## (3) 献血受入体制の整備

県内における献血の受入施設としては、現在、青森献血ルーム、弘前献血ルーム及び八戸献血ルームの3ヶ所がある。休業日は、平成22年4月1日からは、3ヶ所とも12月31日と1月1日になっており、受入体制の充実を図っている。

この他、献血車4台（内1台予備車）が県内各市町村を巡回し、全血献血者を受け入れている。

また、成分献血については、県内の3ヶ所の献血ルームの受入体制を充実させることにより、血漿及び血小板の成分献血について一層の推進を図っている。

第55表 血液製剤県内供給本数の推移

(単位：本) [実本数]

区分	全血製剤	成分製剤				合計
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成18年度	3	41,138	11,887	8,231	61,256	61,259
平成19年度	15	36,552	9,383	7,374	53,309	53,324
平成20年度	5	38,057	8,403	8,254	54,714	54,719
平成21年度	6	38,780	8,262	9,197	56,239	56,245
平成22年度	0	40,803	8,921	9,444	59,168	59,168

(単位：本) [200mL換算本数]

区分 年度	全血製剤	成分製剤				合計
		赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	小計	
平成18年度	3	67,753	29,476	82,660	179,889	179,892
平成19年度	15	68,383	28,907.5	77,305	174,595.5	174,610.5
平成20年度	9	68,442	28,026	84,320	180,788	180,797
平成21年度	10	69,725	27,506	93,635	190,866	190,876
平成22年度	0	73,221	29,384	96,045	198,650	198,650

#### (4) 献血事業の推進

県では、「血漿分画製剤を含む全ての血液製剤を自給する」という国の方針により、県民の必要とする輸血用血液の確保はもとより血漿分画製剤用原料血漿を確保するため、県民の理解を求めて、献血思想の普及向上に努め、地域及び職域における献血組織の育成強化を図ることとしている。特に、

ア 成分献血及び400mL献血の推進

イ 若年層献血者の確保

ウ 学生献血推進組織の育成

エ 血液凝固因子製剤の完全自給のための原料血漿の確保  
を図ることとしている。

#### (5) 献血感謝の集いの開催

「愛の血液助け合い運動」が毎年7月1日から1ヶ月間実施される。同運動の関連行事の一環として、平成22年度は8月10日に青森市において、「献血感謝の集い」を開催した。

平成23年度は8月9日に青森市において開催する予定である。

#### (6) 青森県献血推進計画の策定

平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、毎年度、翌年度の青森県献血推進計画を策定している。

献血推進計画は、確保目標数値や事業計画を盛り込んでおり、より安全性の高い血液の確保及び血液製剤の安定供給のための指針となっている。

## 12. 薬剤師の従事状況

(1) 本県における薬局・医療施設に従事する薬剤師数は、平成20年末現在で1,546人であるが、全国平均との比較では低い従事状況にある。

ア 薬剤師の推移

薬剤師数は、昭和59年には、1,018人であったが、平成20年には、1,882人となり、864人、84.8%増加している。(第57表参照)

第56表 薬剤師（実数・人口10万対）、年次別

（各年12月末）

年次	青森県（人）		全国（人）	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対
昭和59年	1,018	66.8	129,700	107.9
昭和61年	1,068	70.3	135,990	111.8
昭和63年	1,115	73.9	143,429	116.8
平成2年	1,166	78.6	150,629	121.9
平成4年	1,237	84.0	162,021	130.2
平成6年	1,347	91.6	176,871	141.5
平成8年	1,422	96.0	194,300	154.4
平成10年	1,519	102.8	205,953	162.8
平成12年	1,556	105.4	217,477	171.3
平成14年	1,684	114.6	229,744	180.3
平成16年	1,724	118.7	241,369	189.0
平成18年	1,796	126.3	252,533	197.6
平成20年	1,882	135.2	267,751	209.7

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

これを人口10万対で全国平均とその差を比較すると、昭和59年は、41.1人であったが、平成20年には74.5人と格差が拡大した。

## イ 薬剤師の地域分布

薬剤師の地域分布については、青森地域が人口10万対で172.7人で最も多く、津軽地域の146.7人がこれに次いでいる。

その他の地域は全て県平均135.2人を下回っている。（第58表参照）

第57表 薬剤師数

（実数、人口10万対）

	平成16年		平成18年		平成20年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
総数	1,724	118.7	1,796	126.3	1,882	135.2
津軽地域	417	122.6	422	134.1	466	146.7
八戸地域	400	113.5	409	118.2	417	119.8
青森地域	546	168.6	580	171.9	588	172.7
西北五地域	102	65.6	107	69.9	112	72.1
上十三地域	187	96.5	204	108.1	216	112.8
下北地域	72	84.8	74	89.7	83	99.1

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」（厚生労働省）

## 13. 臓器移植対策及び骨髄移植対策

### (1) 臓器移植対策

平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」において、移植医療に関して国民の理解を深めるために、必要な措置を講ずることが、国とともに地方公共団体の責務となった。

このため、臓器提供に関する意思表示カードについて市町村や各種イベント会場への設置等で普及啓発に取り組むとともに、平成11年度から青森県臓器移植コーディネーターを設置し、医療従事者や県民への普及啓発及び関係機関との連絡調整を行っている。

県内の腎臓移植希望者は、平成23年5月末現在で99人であるが、平成14年1月に腎臓レシピエント（移植希望者）選択基準が見直され、同一県内で提供があった場合その県の移植希望患者が優先されることになった。

このため、臓器移植の環境整備の取り組みとして、平成17年2月より県内の医療機関に院内臓器移植コーディネーターが設置されるなど、現在14医療機関30名のコーディネーターがおり、臓器移植連絡調整体制の強化が図られている。

なお、平成22年1月からは臓器提供の意思表示に併せて親族への優先提供の意思表示が可能となっている。さらに、平成22年7月からは本人の臓器提供の意思が不明の場合でも家族の承諾により臓器提供ができるようになり、また、15才未満の方からの脳死下での臓器提供も可能となった。

### (2) 骨髄移植対策

青森県赤十字血液センターと連携し、骨髄移植について啓発普及を図り、骨髄提供希望者の登録受付業務を実施しており、その窓口は、3カ所の献血ルームと献血バスである。

また、骨髄ドナー登録において、登録希望者の受付、意思の確認その他必要な事項を説明する要員として、(財)骨髄移植推進財団から委嘱されている骨髄バンク登録説明員が献血並行骨髄ドナー登録会等で活躍している。

本県における骨髄提供希望登録者数は、平成23年4月末現在で3,383人であり、登録患者は累計で189人となっている。